

不法投棄未然防止事業協力制度とは

家電4品目（エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機）の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合（概ね50%）を製造業者等が助成する制度です。

○対象となる不法投棄未然防止事業とは
監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロール* 等が対象となります。

* 自治体職員の人件費は助成の対象となりません。

○不法投棄未然防止事業の実施に際し、以下の助成も実施します**
・不法投棄された家電4品目の引渡費用（リサイクル料金）・・・3か月間
・不法投棄された家電4品目の撤去にかかる費用

** 引渡し事業のみでは助成の対象となりません。

○自治体に於いて予算化された事業であることが前提となります。

○事業の実施期間 毎年 1月～12月（12か月間）
○事業の募集期間 事業前年の 7月初旬～9月中旬

○詳細は http://www.aeha.or.jp/recycle/guidance/koubo_f31.html
または 一般財団法人家電製品協会 事業協力室
kyouryoku@aeha.or.jp までお問合せ願います。